



高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、中村国営土地改良区の定款の変更を令和3年4月14日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月27日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、香我美中北部土地改良区の定款の変更を令和3年4月14日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月27日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山南土地改良区の定款の変更を令和3年4月14日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月27日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、父養寺井土地改良区の定款の変更を令和3年4月14日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年4月27日

高知県知事 濱田 省司

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西内俊二後援会	岡林 立身	西内 多華	南国市大埴乙1187	令3・3・4

高知県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	山中良成後援会（久保 泰祐）	堤 健治	異動なし	異動なし	令3・3・5
新		久保 泰祐			
旧	吉村政朗後援会（吉村 政朗）	異動なし	異動なし	土佐清水市中浜256番地	令2・11・1
新				土佐清水市中浜269番地	

旧	村田敦子後援会（村田 敦子）	異動なし	岡田 芳秀	異動なし	令3・3・29
新			徳橋 啓史郎		
旧	岡田順一後援会（小松 重富）	異動なし	異動なし	幡多郡大月町弘見2179-1	令3・3・29
新				幡多郡大月町鉾土109	

高知県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
澤田紀夫後援会	澤田 紀夫	令2・12・25
ふあーま一土居後援会	坂本 美代子	令3・2・28
田鍋剛後援会	吉田 充	令3・3・1
田鍋剛をかこむ会	田鍋 剛	令3・3・1
下元昇後援会	三浦 敦男	令3・3・30
田中徳武後援会	山本 博司	令3・3・26

高知県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
田鍋 剛	田鍋剛をかこむ会	令3・3・1